

施策案の公表

様式 1

「御殿場市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画(案)」に対する意見を募集します。

担当課のコメント

老人福祉法、介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに改定することになっています。高齢者の福祉の向上と介護保険事業の円滑な運営の推進のため、御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会等において計画の見直しを検討し、令和6～8年度を期間とする計画の素案を取りまとめました。また、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定にあたり、本計画と一体型の計画としています。

1 策定案の趣旨、目的、背景

高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、本計画は、令和3年3月に策定した「御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を見直すものであり、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。また、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画と一体的に策定し、成年後見制度の普及と適切な支援を受けられる体制の整備を図ります。

資料

御殿場市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画(案)

2 その他関係資料

なし

3 意見の提出について

意見募集期間	令和5年12月20日 ～ 令和6年1月16日
資料公表先	① 市ホームページへ掲載 ② 長寿福祉課での閲覧 ③ 「市役所各支所、情報公開コーナー」での閲覧
意見等が提出できる方	① 市内に住所、事務所又は事業所を有する方 ② 市内に通勤、通学する方 ③ 市に対して納税を負う方 ④ 本事案に利害関係を有する方
意見等の提出方法	意見書に住所、氏名（法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名）連絡先及び計画、策定案に対するご意見を記載し、下記へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。意見書は、備え付けの意見書又は記載事項を記

	<p>入した任意の様式でも結構です。</p> <p>※ 電話などの口頭による意見の提出は受け付けません。</p> <p>※ 住所、氏名、連絡先が未記入の場合には、ご意見として受付られません。</p>
意見の取扱い	<p>提出していただいたご意見は、当該案の検討にあたり参考とさせていただきます、ご意見に対する市の考え方を（市ホームページ、長寿福祉課）で公表します。</p> <p>公表にあたっては、ご意見等をいただいた方の個人情報を除いて、ご意見の概要を公表させていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。</p>
今後の予定	<p>皆様からいただいたご意見を含め検討し、検討した結果を令和6年3月までに策定します。</p>
意見等の送り先 問い合わせ	<p>御殿場市健康福祉部長寿福祉課</p> <p>所在地：〒412-8601 御殿場市萩原483</p> <p>TEL：0550-82-4134</p> <p>FAX：0550-84-1046</p> <p>メールアドレス：kaigo@city.gotemba.lg.jp</p>